

# 個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会 個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ 開催要綱

## 1 目的

本ワーキンググループ（以下「本WG」という。）は、「個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会」（「懇談会」という。）の下に開催されるWGとして、個人番号カード及び公的個人認証サービスを普及推進するため、個人番号カード等の具体的な利活用方策等の検討を行う。

## 2 名称

本WGは「個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ」と称する。

## 3 検討内容

個人番号カードの具体的な利活用方策及び普及促進策、地方公共団体における個人番号の具体的な利活用方策、海外在留者に対する行政サービスの提供方法等について検討を行う。

## 4 構成及び運営

- (1) 本WGの主査は、懇談会座長が指名する。本WGの構成員は、主査が指名する。
- (2) 主査は、本WGを招集し、主宰する。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (4) 主査は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (6) 主査は、本WGの検討を促進するため、必要に応じて「サブワーキンググループ（以下「SWG」という。）を開催することができる。
- (7) 本WGにおいて検討された事項は、主査がとりまとめ、これを懇談会に報告する。
- (8) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

## 5 議事等の公開

- (1) 本WGの資料については、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると主査が認める場合を除き、原則として公開する。
- (2) 本WG終了後、速やかに議事要旨を作成し、公開する。

## 6 スケジュール

本WGは、平成27年11月から開催する。

## 7 事務局

本WGの庶務は、自治行政局住民制度課において行うものとする。